

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

- 1 日時 平成27年4月24日（金）10:46～11:05
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長
大阪大学社会経済研究所招聘教授

<関係省庁>

田原 康生 総務省電波政策課課長
根本 朋生 総務省電波政策課課長補佐
小笠原 通晴 総務省電波環境課認証推進室課長補佐

<事務局>

藤原 豊 内閣府地方創生推進室次長
宇野 善昌 内閣府地方創生推進室参事官
富田 育稔 内閣府地方創生推進室参事官

（議事次第）

- 1 開会
 - 2 議事 技術基準適合証明に係る規制緩和について
 - 3 閉会
-

○藤原次長 続いてのテーマでございますが、電波法にかかわる技術基準適合証明、技適の関係でございます。

これは福岡市から3月の区域会議におきまして御提案を頂戴しております。本来、電波を発する電子機器については、無線局免許が必要ですが、一定の機器については技適マーク、技適認証を受ければその免許が必要ないという形なのですが、ベンチャー企業などは研究開発段階で行う場合あるいは見本市などで主には輸入品などを対象にしているようですけれども、そういったものについて一つ一つ技適を受けることがなかなかコストがかかるということでございまして、そのあたりを少しでも規制緩和をお願いできないかという御提案でございます。

過去にも構造改革特区その他でも提案があったと聞いておりますが、それにつきまして既にございます。本日お越しの総務省のほうには書類を投げさせていただいて、それで

御回答も頂戴しておりますので、その点の御説明から始めていただければと思っております。

それでは、八田座長、よろしく願いいたします。

○八田座長 お忙しいところお越しくささいましてありがとうございます。

それでは、早速御説明をお願いいたします。

○田原課長 総務省でございます。資料を用意させていただいておりますので、そちらを使いながら御説明をさせていただきたいと思っております。

こちらは福岡市さんからの御要望で、試作段階のもの等で技適を取らないといけないうのだけれども、そこにはそれなりの費用と時間がかかるということで、小電力のものについてはそういう手続をなしに使えるようにしていただきたいというような要望であると認識しております。

こちらの御用意させていただいた資料自身は電波法の考え方等、基本のところから書かせていただいておりますけれども、前提として、この電波法でございますけれども、電波の公平かつ能率的な利用ということでございますが、実際に基本的には免許を取っていただくという形になってございまして、その目的は混信の防止等が大きな目的になってございます。

細かいですが3ページのところで免許の手続というものがございましてけれども、この無線局免許の手続で、真ん中の流れで免許の申請から免許の運用というところまでございまして、いろいろなステップがございましてということで、これもなかなか大変だということで簡易な免許手続ということがあって、後段をパスできる手続等でございます。

一方、上に免許不要局とございましてけれども、こちらは今回の御要望のところでも出ておりますが、小電力のもので、ここが技術基準適合証明を受けていて、混信防止機能等がついていれば免許が不要になるというもので、免許手続を経ずして使うことができるという形になっております。

技術基準適合証明自身ですけれども、5ページ目になりますが、小規模な無線局で大量につくるようなもの。携帯電話ですとか、携帯電話の基地局もそうですけれども、たくさんつくるものについては一つ一つチェックということではなくて、工事設計ですとかいう形でまとめて技術基準に適合していますよというものを証明することによって、その手続を省くというような形になるものでございます。これはメーカーさん等から通常、認証機関、登録証明機関と一番下のところに書いてございましてけれども、そういったところに申請を出していただいて、その工事設計、仕様書と機能をチェックした上で、これは技術基準に合っていますねということで認証を受けると、一番下の枠の中の一番右側にありますような技適マークと通常、私どもも言っておりますけれども、技術基準への適合性を確認しましたという表示を付すことができるという形になってございます。この表示が付されていれば、小電力のものは免許の手続なく使うことができるという形になってございます。

今回の御要望の関係でございましてけれども、こういったものについて基本的に各国とも

技術基準適合性のマークがついていないと使えないということは日本だけでなく、各国も同じような仕組みになっているわけですが、これについて例えばアメリカでFCCという機関がございますけれども、アメリカのそういった機関で認証を取っていただければ、同じようなもので認証を取っていただければ、日本でそのまま使ってもいいのではないかと御意見でございます。

ただ、御要望の中でそういったものを基本的にはベンチャーさんが製品化していくというときに、いろいろいじるというところで、いじった段階で日本の技術基準適合性のマークがついていても、いじった段階でマークはないものとみなされてしまいます。工事設計が変わったということで、これは例えばアンテナ部分とかを若干いじってしまっただけで、かなり大きく特性が場合によっては変わります。そういったものをチェックせずに使うと、例えばラジオマイクの電波ですけれども、ラジオマイクの電波で、ここでその周波数で出していると思ったのが少しずれて、携帯電話とかFMを近くで聞いている人の受信機とかに妨害が出るようなケースなどが出てまいりますということなので、こちらは一度マークを取ったらいじらないでくださいという形に通常なります。開発となるとどうしてもいじってしまうことがあるので、なかなかそこは多分、少しぐらいいじるのだったらいいだろうという御意見もあるのですが、そこは無線に係る部分が変わってしまうようでは確認がとれないということで、何の手続もなく使うというのは難しいですと従来から申し上げさせていただいている。

ただ、今回の御要望でも技適の取得が必要ということであって、他でもよくこういう御要望をいただくのですけれども、こういった試験、開発の場合は技適を取るのではなくて、実験試験局という形で個別の免許を取っていただいたほうが手続的にもコスト的にも安いし早い。しかもここは若干こういう特区の具体的な要望がありますけれども、具体的にこういった部分の無線機器、例えば小電力のもので、こういった周波数帯で、あるいはこの地域でというものが限定されると、そういうところを特定して、さらに実験試験局の手続を簡単にしましょうという手続がございます。それが4ページ目でございます。黄色いところです。特定実験試験局制度というものがございます。こちらでございまして、一応いろいろ手続がありますが、この特定実験試験局の制度ではプロセスを簡略化しますということで、申請から免許までの期間が1週間から2週間ぐらいという形になって、この福岡市さんの資料で技適取得数十万円、多分そのぐらいかかると思いますが、そういうものではなくて免許申請手数料だけになりますので、大幅に安くなるということでございます。

これのたてつけでございまして、下に書いてございますが、要は特定実験試験局は、ここでこの周波数、この電波を使うのは大きな問題が出ないだろうというものをあらかじめチェックしておきます。それについて指定して、その地域でその電波でこのぐらいの出力であれば、こういった簡略なプロセスを踏んでいこうという手続ができるというものでございます。これはどこの電波で、どのぐらいの出力というのは私どもが告示し

ていく形になりますので、そういうところで個別のこういった御要望を整理して、指定していけばプロセスが簡単になるのかなと思っています。

ということで、私どもとしてはベンチャーさんが試作するものであっても、やはりいろいろいじってやる分には必ずしも何の問題もないというわけでもないので、一応、最低限のプロセスは踏んでいただきたい。ただ、こういった制度を活用すれば手続は大幅に簡略化されるのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

特定実験試験局制度を活用するのではなくて、技適を使うことによるメリット・デメリットは何ですか。

○田原課長 技適を使うメリットというのは、大体技適を取る方というのは、それを売るのが取ります。要は一個一個免許を取るプロセスは大変なものですから、たくさん売るのが通常、技適を取るのです。ですのでメリットということで言えば同じものをたくさんつくるときに一つ、全く同じであればそれでかなりプロセスが簡略化される。

ただ、先ほども申し上げましたとおり、1個つくって例えば技適を数十万で取ったとします。ただ、製品開発、ベンチャーさんとかなので少しいじります。この段階で技適から外れてしまいます。なので技適を取るメリットは余り開発の方にはないのではないかと我々は思っています。ただ、一般に免許が要らないというものに技適が必要ですよという議論があるので、皆さん技適を取らなければいけないのではないかと感じておられる。私どもはよくそういう御相談があると、そうではなくて開発だったら技適ではなくて実験試験局で、しかもいろいろ御相談があれば早くなるので、早くそういう御相談をしていただければ、我々もいろいろ工夫ができますよということで御説明をさせていただいています。

○八田座長 なるほど。そうするとここで申請者が要望しているような見本市で展示するというのは試作品なのだから、実験局試験制度でいいではないかということですね。そして、商談がまとまってかなりの数でやるというときになったときに技適を取ればいい。よくわかりました。だから実験局制度が非常に役に立つということですが、お金も安いわけですね。こちらは幾らぐらいなのですか。

○根本課長補佐 手数料は6,700円です。

○八田座長 6,700円ぐらいで済んでしまう。だからまず商談がまとまらなければここで6,700円払ってあきらめるのだけれども、まとまったら技適を得るということでしょうが、そのときに何もいじらないということだと、もとの会社の仲立ちみたいなことをして売ってしまう場合でしょうが、その場合には外国の承認技適をそのまま流用することはできるのですか。

○田原課長 いじらなくても、それがどういう無線機ですかというデータを出していただかなければいけないので。

○八田座長 そこをうんと安くするとか、簡素化することはできないのですか。

- 田原課長 技適を取るときにということですか。
- 八田座長 外国のものを取っている場合。
- 小笠原課長補佐 FCC IDとか、CEマークを取っている場合にということですね。
- 八田座長 そうです。
- 小笠原課長補佐 測定方法とか各国技術基準がまちまちな場合もございますので、やはり日本国内の法律で定められている技術基準に適合していることを、総務省としても確認しなければいけないのではないかと考えております。
- 田原課長 認証自身は認証登録証明機関がやりますので、そこが試験データを活用することはありますので、例えば海外というかベンチャーがつくったときに試験機関のデータをちゃんと出していけば、プロセスとしては短くなったりする。
- 根本課長補佐 でも、それは国でやっているわけではないので、登録証明機関さんが例えばどういうサービスを提供されるかというのに依存していて、そこは民間ベースの判断となります。
- 八田座長 では、民間ベースはそういうものについて安くするかもしれない。
- 田原課長 登録している証明機関さんがOKですよというチェックをしたということで、彼らのところでこのマークを付すというものであれば免許は要らなくて使っていていいですよ。
- 八田座長 ここまでのお話は次のようにまとめてもいいでしょうか。基本的には見本市で示す程度ならば技適は要らない。特定実験試験局制度で6,700円で済むし、期間も短い。しかも、ここでは特に外国で技適を受けているという情報は活用しない。
- 田原課長 そうですね。試験データをいただきたい。特に使う場合は大体メーカーさんとかがやるということであれば、最低限のデータは自分たちでもとれるのではないですかというところがございます。
- 八田座長 そうすると、ここの試験局制度に外国の技適を受けているものはOKというふうにはできないのですか。基本的には韓国とアメリカだけだと思いのです。
- 根本課長補佐 アメリカのものでも例えばETCであるとか、日本のほかの電波利用と同じ周波数を使っているものがある。
- 八田座長 これは場所が例えば見本市なんかに限られているならばいいのではないですか。
- 根本課長補佐 その確認をするのが通常の申請と審査の行為でやっておりまして、技術基準適合証明のような形でいただいた場合には、その場所による確認を経ないでどこでも使えますよというものでなければなりません。
- 八田座長 それはそうです。外国の技適を受けているものについては、特定実験試験局制度をさらに簡素化できる余地はないでしょうか。
- 根本課長補佐 外国の技適製品の出す周波数ですとか、そういったものが私たちはマークがついているだけでは判別ができませんので、より詳細なデータをいただく必要があります。

ます。

○八田座長 そうすると、周波数についてのデータがあれば。

○根本課長補佐 厳密に申しますと、周波数はここを使っていますといった情報だけでは足りませんで、なぜならば雑音のようなものが漏えいしたりですとか、その強弱もござい
ます。

○八田座長 外国では使われていても、日本の電波と競合する場合がある。それは韓国のも
のでもアメリカのものでもある。

○田原課長 ございます。ほぼ同じようなもので、問題のないものもありますが、そのマ
ークだけでは十分に確認できないものがございまして、使い方にもよりますけれども、違
う電波が出てしまうものもございまして。

○八田座長 それを例えば見本市の中で使うというような場合でも、その電波の競合とい
うのは。

○田原課長 一応、確認行為として、こういう特定実験試験局のような形で手続は踏んで
いただきたいと思っています。

○八田座長 要するに福岡側には恐らく特定実験試験局制度を活用するという考えは余り
なかった。

○田原課長 そういったところはいろいろ御相談していただければ。

○八田座長 一時的にはこちらのほうがいいだろう。後で広く販売するのなら技適をきち
んと得なければいけない。

○田原課長 そうですね。そこはやっていただかないと、という形です。

○八田座長 そして、その場合にはうまくやれば民間の認証機関が外国での検査結果を活
用して、自分で改めて検査しなくても済むから安い値段をオファーするかもしれない。

○田原課長 そうです。そこは競争になっています。

○藤原次長 本日の特に特定実験試験局制度のところは、福岡市に速やかにお伝えさせて
いただきます、という話があります。

また前例がございましてけれども、福岡市と総務省の皆さんとこの場でいろいろ御議論い
ただくという方式もあると思います。

○八田座長 これは福岡市とは別にですか。

○藤原次長 まずは市の意向だと思いますけれども、進め方を相談してみたいと思います。

○八田座長 わかりました。どうもお忙しいところありがとうございました。